



岩手労働局発表
平成29年6月30日

担当 岩手労働局労働基準部監督課
監督課長 宮崎一彦
主任監察監督官 川上 明
(電話) 019-604-3006

震災復旧・復興工事に係る「気仙宣言」を「いわてリアス宣言」に拡大 ～ 県内沿岸部全域における過重労働解消を目指す ～

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）では、岩手県沿岸部全域において復旧・復興工事現場における過重労働の解消を目指し、「いわてリアス宣言」（仮称）^{（注1）}の採択を行います。

宣言の内容は、平成28年度の「気仙宣言」^{（注2）}を引継ぎ、大船渡労働基準監督署管内だけでなく、二戸、宮古及び釜石労働基準監督署管内を含めた県内沿岸部全域において、過重労働を容認しないこと等を予定しています。

震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス会議

○会議日時等（予定）

7月28日（金） 14:00～

岩手県沿岸広域振興局 4階大会議室 （釜石市新町6-50）

○会議内容

県内の主要な工事発注者、施工業者、建設業関係団体が参加し、過重労働解消に向けた取組について検討を行い「いわてリアス宣言」（仮称）^{（注1）}を採択する予定

（参考）

平成28年3月に発生した震災復旧・復興工事における過労死事案の再発防止を期するため、同年5月、大船渡労働基準監督署管内の主要な工事発注者と施工業者が一堂に会して、過重労働対策として「気仙宣言」^{（注2）}を採択しました。（詳細は別紙参照）

（注1） 「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言」とする予定

（注2） 正式名称は「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙宣言」

震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙宣言及び フォローアップ会合「最終報告書」の概要について

【気仙宣言採択の背景】

- ・東日本大震災からの復旧・復興工事現場では、管理業務を行う元請職員の過重労働が問題となっており、平成28年3月に、元請職員が現場事務所内で突然死する事案が発生。この事案では、死亡労働者に違法な時間外労働を行わせたとして、同年4月に元請の建設会社らを書類送検した。
- ・同年5月30日、再発防止を期するため、管内の主要な工事発注者と施工業者（※）が一堂に会して過重労働問題を協議する「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙会議」を開催。同会議で「気仙宣言」を採択し、同宣言に基づく具体的取組を協議するための「フォローアップ会合」を平成28年度に4回開催。

（※）【工事発注者】大船渡市、陸前高田市、岩手県沿岸広域振興局、国土交通省東北地方整備局南三陸国道事務所、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所
 【施工業者】気仙地区復旧・復興関連大規模建設工事安全衛生等連絡協議会、一般社団法人岩手県建設業協会大船渡支部、岩手県建設業女性マネジングスタッフ協議会
 【主催】岩手労働局 大船渡労働基準監督署

【気仙宣言の3項目】 ①過重労働を容認しない ②適正な労働時間管理・過重労働の未然防止に協力して取り組む ③取組を気仙地域以外の地域に展開する

【フォローアップ会合の成果物として「気仙宣言」の成果と課題についてとりまとめた「最終報告書」を作成（平成29年2月）】

【最終報告書の構成（各章）】

- 1 フォローアップ会合の設置経緯
- 2 フォローアップ会合の協議経過
- 3 過重労働解消の効果検証の結果
- 4 協議の成果と課題についての評価
- 5 提言

【効果検証の概要】

- ・平成28年8月～10月と前年同期を比較し、①土曜閉所の達成状況、②定時退社の達成状況、③月80時間超残業労働者の数の変化を検証。
 - ・対象は、管内の大規模工事（請負金額20億以上）18現場と中小規模工事12現場
- | | | |
|--------------|-------------------|---------------------|
| ①土曜閉所 | 大規模 65回 → 86回に増加 | 中小規模 64回 → 77回に増加 |
| ②定時退社 | 大規模 45回 → 155回に増加 | 中小規模 565回 → 467回に減少 |
| ③月80時間超残業労働者 | 大規模 43人 → 15人に減少 | 中小規模 9人 → 5人に減少 |

協議の成果と課題についての評価

- 「気仙宣言」の役割 → 「気仙宣言」は、震災復旧・復興工事現場の過重労働解消に一定の効果的役割を果たす。
- 過重労働解消の取組 → 「企業トップの決意表明」と「土曜閉所・定時退社の推進」は、過重労働解消に効果的。
- 工事発注者の役割 → 「気仙宣言」に参加した工事発注者は、施工現場の過重労働解消に積極的に関与。
 工事打合せや工事関係書類など施工業者の負担軽減のための継続的見直しが必要。
 適正な工期や請負金額の設定が施工業者の過重労働解消にも繋がることを認識することが必要。

【5つの提言】

東日本大震災の被災地と熊本地震の被災地への幅広い周知を望む旨の意見を付して提言

- 「気仙宣言」を継続する
 - 「気仙宣言」の取組状況の確認を継続する
 - 施工業者は、企業トップの決意表明と土曜閉所・定時退社を組織的に進める
 - 工事発注者は、施工管理事務が過重労働につながらないよう常に配慮する
 - 工事発注者・施工業者・行政は、請負金額と工期設定の適正化が過重労働の解消に資することを認識する
- 既存の安全衛生協議会などを活用し、現場の安全対策に加えて、工事発注者の関与の下で、現場の過重労働対策を推進する。
- 過重労働対策の具体的方策として推進する。